

(参考)

OECD 環境保全成果レビュー

- 1991年の経済協力開発機構（OECD）環境大臣会合の合意に基づき開始されたプロジェクト。
- OECD加盟国が、相互に、各国の環境保全に関する取組状況等を体系的に審査し、必要な勧告を行うもの。
- 本勧告は被審査国（今回の場合は日本）に法的な義務を課すものではなく、当該国による環境政策の進展を支援することが目的。
- これまでのところ、我が国は、1994年、2002年にそれぞれ審査を受けており、今回の審査が3回目。

今回の対日環境保全成果レビュー

- 今回の対日審査については、昨年3月から、審査国（韓国、ドイツ、ノルウェー）の協力を得て、実施されてきたもの。
- 昨年7月には、審査団（OECD事務局及び審査国の審査担当者）が来日し、我が国の環境政策に関するヒアリングが行われた。
- OECD事務局及び審査国によるさらなる調査・検討を経て、当該審査報告に関する事務局案が取りまとめられ、本年5月4日に行われた第37回OECD環境政策委員会・環境政策評価作業部会で、審査内容のうち、我が国の環境政策に関する「評価及び勧告」部分についての議論が行われ、当該部会として承認された。